

# ふじみ野市 アナログ規制の点検・見直し方針

令和8年5月

経営戦略室



# 1 はじめに

## (1) 方針策定の趣旨

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展により、生活のあり方が大きく変化している一方、行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提としている。

これらのいわゆる「アナログ規制」が広く社会に浸透していることが、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっている一面もあると考えられている。

少子高齢化が進み、今後、人口減少の急速な進展が想定され、あらゆる場面で人手不足が見込まれる中で、限られた人的資源の中でも、市民の暮らしに密接に関連した行政サービスをはじめとした地域の社会機能を将来にわたり維持・強化していく観点から、デジタル技術を最大限に活用することが重要であり、その前提としてアナログ規制の見直しに取り組むことは喫緊の課題となっている。

こうした問題意識から、国ではデジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則を提示するとともに、経済・社会活動に関するすべての規制を対象に、デジタル原則への適合性の点検を行うこととし、デジタル規制改革推進の一括法の改正や各規制所管府省庁との連携による見直しを進めた結果、令和6年6月までに国の法令等に係る見直しはほぼ完了した。

本市においても、持続可能な質の高い市民サービスの提供や行政サービスのDX化による利便性の向上、業務の効率化を促進するため、国の動向を踏まえ、条例等に基づく規制の見直しを進めることが重要であるとともに、デジタルを手段とした行政改革を実行していくため、本市におけるアナログ規制の点検・見直しの基本的な方針として「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定するものである。

## (2) 点検・見直しの目的

国による法令等の点検・見直しの動きを踏まえ、条例等に基づく市独自のアナログ規制について、国で定める「構造改革のためのデジタル原則(以下「デジタル原則」)」という。」への適合性を点検し、規制の見直しに取り組み、本市全体のデジタル化を推進することを目的とする。

本市独自のアナログ規制を見直し、デジタル化を推進することにより、人手不足の解消や生産性の向上が見込まれ、今後、職員数の減少が想定される中でも安定した行政サービスを提供できる体制が整えられるとともに、市民や事業者の利便性の向上や業務の効率化、行政コストの削減が期待される。

【参考：構造改革のためのデジタル原則】

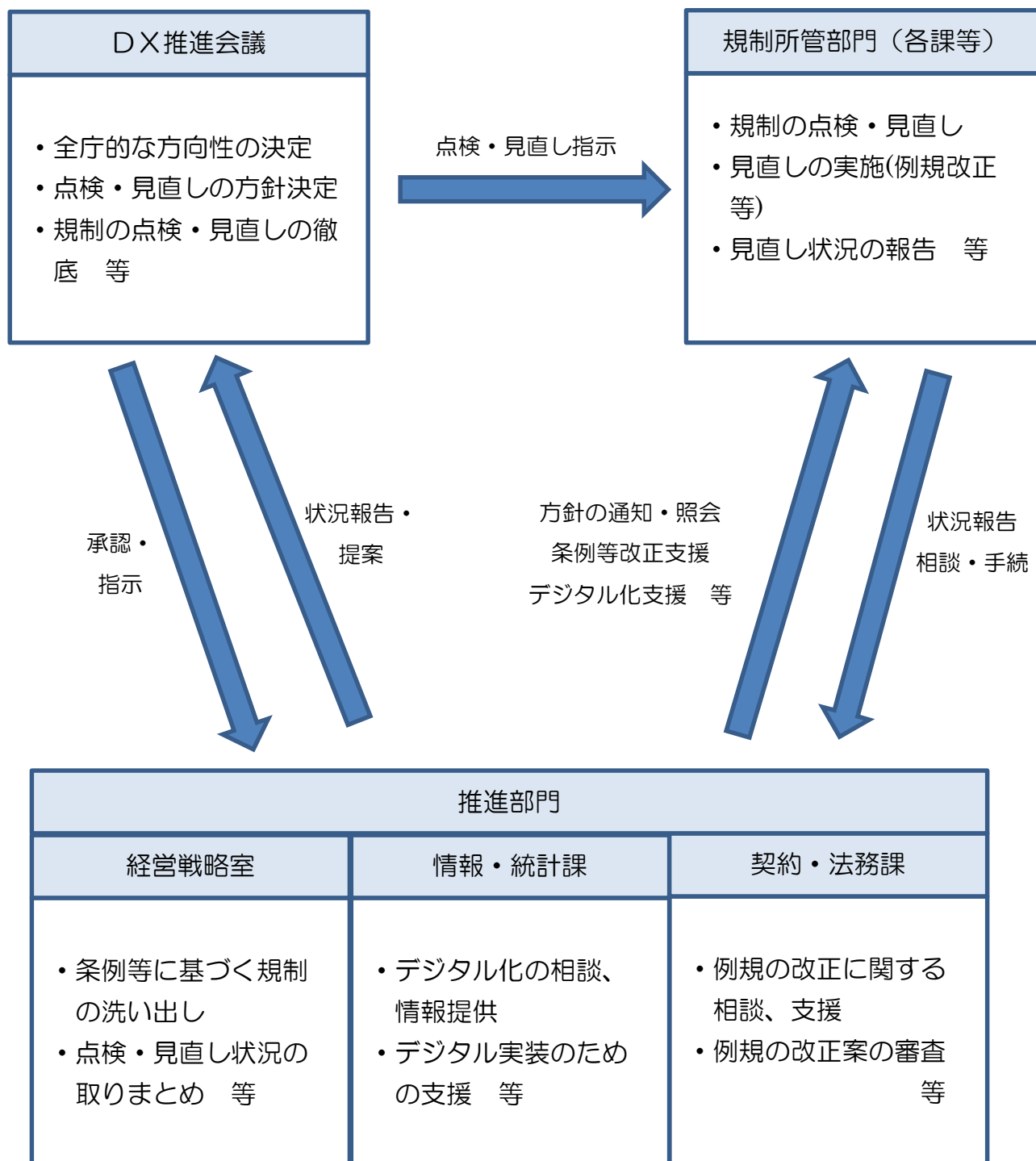
デジタル臨時行政調査会(令和5年10月6日廃止)において、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要との観点から、デジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」を策定。

| 原則                                    | 内容                                                                                                                                          |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原則①<br>デジタル完結・自動化原則                   | 書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。               |
| 原則②<br>アジャイルガバナンス原則<br>(機動的で柔軟なガバナンス) | 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。 |
| 原則③<br>官民連携原則<br>(GtoBtoC モデル)        | 公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。                                                                    |
| 原則④<br>相互運用性確保原則                      | 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。                                                       |
| 原則⑤<br>共通基盤利用原則                       | ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。                                     |

## 2 点検・見直しの推進体制

ふじみ野市デジタルトランスフォーメーション推進会議(以下、「DX推進会議」という。)において、全庁的な方向性の決定、規制の点検・見直しの徹底・指示を行う。また、経営戦略室、情報・統計課、契約・法務課が連携して推進部門となり、条例等に基づく規制の洗い出しや点検・見直し状況の取りまとめ、デジタル化の実装に向けた情報提供等を行い、各課等は規制を所管する部門として、条例等に基づく規制の点検・見直しを進めていく。

<推進体制イメージ図>



### 3 点検・見直しの対象範囲

点検・見直し作業については、本市が定める条例等(条例、規則、告示、訓令、規程、要綱、要領等)の規定を対象とする。

国の取組において、代表的なアナログ規制7項目及びフロッピーディスク(以下、「FD」という。)等記録媒体規制をアナログ規制として見直しの対象としたことを踏まえ、本市においても代表的なアナログ規制7項目及び FD 等記録媒体規制に該当する規定を対象とする。併せて、市民等の利便性向上を目的に、書面規制・押印・対面規制の見直しも対象とし、重点的に取り組むこととする。

また、上記以外のものについても、国の動向を踏まえて、必要に応じて、点検・見直しを行うこととする。

#### 【参考】

##### <代表的なアナログ規制7項目>

| 規制項目       | 規制の内容                                                                                                                                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①目視規制      | 人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること(検査・点検)や、実態・動向などを目視によって明確化すること(調査)、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること(巡視・見張り)を求めている規制 |
| ②実地監査規制    | 人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制                                                                                        |
| ③定期検査・点検規制 | 施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること(第三者検査・自主検査)や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること(調査・測定)を求めている規制                                                   |
| ④常駐・専任規制   | (物理的に)常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること(1人1現場の紐付け等)を求めている規制                                                                                     |
| ⑤対面講習規制    | 国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制                                                                                                                                 |
| ⑥書面掲示規制    | 国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制                                                                                                                      |
| ⑦往訪問覧・縦覧規制 | 申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制                                                                                                            |

##### <FD 等の記録媒体を指定する規制>

| 規制項目             | 規制の内容                                                                             |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| FD 等の記録媒体を指定する規制 | 申請等の行政手続や民間手続、文書の作成・保存等において、「フレキシブルディスク」「シーディー・ロム」「磁気テープ」等、個別(具体)の記録媒体の使用を定めている規定 |

## 4 点検・見直しの進め方

### (1)対象となる規制の洗い出し

条例等において、「3 点検・見直しの対象範囲」で記載した点検・見直しが必要と考えられる規制を洗い出す。作業にあたっては、あらかじめ推進部門において、ふじみ野市例規集からアナログ規制に該当する可能性がある条例等をデジタル庁のツールを活用して洗い出しリストアップし、規制所管部門に照会を行う。

照会を受けた規制所管部門は、リストアップされた条例等を精査するとともに、ふじみ野市例規集に搭載されていない要綱・要領等について対象となりうる規制をリストに追加する。

<洗い出しにあたり、次に該当すると考えられる条項をリスト化>

| 規制項目          | 規制の内容                                                                                          |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①目視規制         | ・条文上、人が現地に赴いて、目で見て確認等することを規定している条項<br>・条文上、デジタル技術の活用による代替が許容されているかが不明(不明瞭)な条項                  |
| ②実地監査規制       | ・条文上、実地にて監査することを規定している条項<br>・条文上、「監査する」との規定のみで実地以外の監査を認めているか不明(不明瞭)な条項                         |
| ③定期検査・点検規制    | ・定期の検査等を要件としている条項<br>・定期の実施を要件としている検査等の周期や対象、手法等を定める条項<br>・定期の実施を要件としている検査等に関連する手続や作業等を定める条項 等 |
| ④常駐・専任規制      | ・常駐又は専任を求めている条項                                                                                |
| ⑤対面講習規制       | ・資格等の取得や更新等のために講習会等の受講を求めている条項                                                                 |
| ⑥書面掲示規制       | ・特定の場所(「掲示板」「見やすい場所」など)に掲示することを要件とする条項                                                         |
| ⑦往訪閲覧・縦覧規制    | ・公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への往訪を求めている条項                                                          |
| ⑧FD等規制        | ・個別(特定)の記録媒体の使用を定めている条項                                                                        |
| ⑨書面規制・押印・対面規制 | ・条例等や慣行により、市民等に紙の書面の作成・提出や押印、対面での手続を求めているもの                                                    |

### (2)規制根拠の分類

規制所管部門は、洗い出しを行った規制について、それぞれの規制の制定根拠を以下のとおり分類する。

| 規制根拠の分類 |                            |
|---------|----------------------------|
| 分類Ⅰ     | 上位法令等による強い拘束を受ける規制         |
| 分類Ⅱ     | 上位法令等の枠内で地方公共団体に一定の裁量がある規制 |
| 分類Ⅲ     | 地方公共団体が独自に定める規制            |

#### 【規制根拠の分類の必要性】

国等における規制の見直しを踏まえた上で対応する規制と、地方公共団体が自らの判断で主体的に見直しを進められる規制とを振り分け、市において、優先的に見直しに着手すべき規制や見直しに当たって参照すべき規制を明らかにします。

### (3) 規制のフェーズの区分

規制根拠の分類後、それぞれのデジタル化の進捗度合いを3つの段階(フェーズ)に区分する。この考え方については、「5 規制区分ごとのフェーズの考え方」で具体的に説明する。

#### 【フェーズ区分の必要性】

##### ◆フェーズの区分

⇒IoT等の新技術の導入やリスク評価の高度化等のデジタル原則に適合する手段が現時点で全く活用されていない規制と一部が活用されている規制では、見直しの方向性やアプローチが異なるため、デジタル化未着手のフェーズ1からデジタル化完了済みのフェーズ3まで3段階にフェーズ分けを行い、デジタル化の度合いを整理するもの。また、規制の見直し前と見直し後の状況の的確な把握が可能になり、いわば規制の「現在地点」と「目標地点」にかかる共通認識を組織内で持つことができる。

### (4) 規制の見直し工程表の策定

規制所管部門は(1)～(3)により、現状把握を行った全ての規制について、それぞれの規制の趣旨・目的等も勘案しつつ、下記 i)、ii)に掲げる事項も踏まえた上で、見直しの方向性(要否)、見直し後のフェーズ区分(到達点)、見直し時期等を定めた見直し工程を検討する。その検討結果については、推進部門へ提出する。

推進部門は、規制所管部門の見直し検討結果や工程の妥当性を検討し、規制所管部門と調整の上、全体の見直し方向性を確定させる。

#### i) 見直しの検討にあたり留意する事項

##### ア) アナログ行為の許容

すべてのアナログ規制をデジタルの活用完全に置き換える(アナログ行為を許容しない)のではなく、デジタルを活用した方法も可能とする形への見直しが可能かという視点から検討する。

##### イ) テクノロジーマップ等の活用

デジタル技術の活用・代用の可能性の検討に、デジタル庁で作成している「テクノロジーマップ」や「技術カタログ」を活用する。見直しに活用し得る技術の導入検討の際は、同様の規制に対して活用し得る技術の有用性や安全性に関する情報を収集する

(デジタル庁の技術検証事業における検証結果等)。

#### ウ)規制見直し達成の最適な方法

見直し対象の条例等の改正は行わず、当該条例等に関する通知等の発出や運用を定めるガイドラインの改定等によってデジタル技術の活用が許容される旨の解釈を明確化する等により見直しを完了する等、見直しを達成するために最適な方法を、様々な角度から検討する。

#### エ)技術的中立性の担保

規制の趣旨・目的を達成する手段をアナログな手法に限定することなく、現在又は将来の技術を積極的に活用可能な制度とするため、アナログ規制に活用できる技術については、特定の技術に限定することなく、目的達成のために相当な手段を許容する「技術的中立性」を担保する(将来出現し得る新たな技術の活用を阻害しない)。

#### オ)見直しができない場合でも運用の改善等は可能か

規制の趣旨・目的や現時点でのデジタル技術の導入が困難等の理由により見直しができない場合であっても、普段行っている事務作業の見直しの契機となることから、事務作業のプロセス等を見直すことで、業務の効率化や市民等の負担軽減につながるよう努めるものとする。

### ii)見直しの実施にあたり留意する事項

#### ア)関係機関等との連携・情報共有

見直しを実施する際に関係機関等の業務に影響が及ぶことが想定される場合には、あらかじめ見直しの方向性や実施時期等について、関係機関等に情報提供を行うものとする。

#### イ)市民等の利便性・デジタルデバйдへの配慮

IT機器の利用に習熟していない方が全く情報を得られなくなる等、規制の見直し(デジタル化)によって、かえって市民等の利便性が損なわれることのないよう、デジタルデバйдへの対応について配慮する。

### (5)規制の見直しの実施

規制所管部門は、確定した見直しの方向性に基づき、デジタル技術の導入の検討、条例等の改正、通知等の発出、予算要求等の所要の見直しを行う。なお、見直しにあたっては(4) i)、ii)について十分に配慮して進める。

また、「継続検討」となった規制については、引き続き、規制の見直しができないか、活用できる技術がないか等の検討を行う。

## 5 規制区分ごとのフェーズの考え方

法令等に基づく規制と趣旨や目的等が類似する規制については、国・県における見直しの動きを参考にしながら、同様の見直しを進めていくことが効率的であると考えられることなどから、規制に当てはめるフェーズは、国の考え方を準用し、次のとおりとする。

※「⑨書面規制・押印・対面規制」については、「⑦往訪問覧・縦覧規制」を参考に進めることとする。

### <規制区分ごとのフェーズ>

#### ①目視規制・②実地監査規制

| フェーズ |                 | 内容                                                                                                                  |
|------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 目視・実地監査規制       | ・条例等により特定の者が現場で確認等を行うことを課している場合<br>・条例等で「目視等」「見張り」と規定されているが、遠隔化等の代替手段が許容されているかが不明確な場合                               |
| 2    | 情報収集の遠隔化、人による評価 | ・検査や監査等のための情報収集の遠隔化が許容されているが、人による分析・評価や情報整理等が必要な場合<br>・技術カタログ等を整備し、代替手段を明確化することや、技術代替を強力に推進するなど民間の技術の積極的な活用を進めている場合 |
| 3    | 判断の精緻化、自動化・無人化  | ・フェーズ 2 に加え、リスク評価、情報整理、違法性、安全性等の特定がAI等により全部又は一部可能である場合                                                              |

#### ③定期検査・点検規制

| フェーズ |                     | 内容                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 定期検査・点検規制           | ・条例等により一律に「年1回」「月1回」「日1回」等、一定の期間に検査を行うことを求める場合<br>・条例等により定期的な検査を緩和する規定が設けられているが、緩和の条件が不明確な場合                                                                                                                                                                |
| 2    | デジタル技術の活用による規制目的の達成 | ・現行の検査手法にとらわれず、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的に規制目的を達成するための方策や形成の在り方を検討したり、そのために必要となるデータの特定・収集・蓄積をしている場合<br>・現行の検査手法等の技術中立化(技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化)、可能な項目から検査等の周期の延長、検査等の結果報告のオンライン化の推進といった取組が行われている場合<br>・技術カタログ等を整備し、代替手段を明確化することや、技術代替を強力に推進するなど民間の技術の積極的な活用を進めている場合 |
| 3    | 定期的検査・調査・測定の撤廃      | ・常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替(自主検査とその記録の保存等を義務付け)することにより、定期検査の撤廃や検査周期の延長が行われている場合                                                                                                                                                           |

#### ④常駐・専任規制

| フェーズ |               | 内容                                                            |
|------|---------------|---------------------------------------------------------------|
| 1    | 常駐・専任規制を課している | ・施設の管理など安全・安心のため、または利用者の保護などを目的とし、対面での対応を行うため、常駐・専任規制を課している場合 |
| 2    | デジタル技術等による見直し | ・常駐・専任義務の一部にデジタル技術が活用され、規制の緩和や合理化が明確化されている場合                  |
| 3    | 常駐専任規制を課していない | ・デジタル技術等の活用による規制撤廃又は新技術の活用による規制撤廃により常駐・専任規制が完全に課されていない場合      |

#### ⑤対面講習規制

| フェーズ |                        | 内容                                                                                                    |
|------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 対面規制ありまたは解釈不明確         | ・条例等の規定にて受講することとされている講習を対面で行うことを求めている場合<br>・デジタル原則に適合する手段の活用の可否が不明確な場合                                |
| 2    | デジタル技術の活用による一部のオンライン化等 | ・オンラインによる講習受講、受講申込のオンライン手続、受講票・受講修了証等のデジタル発行を可とするなど、少なくとも一部の手続について、デジタル原則に適合する手段の活用が可能であることを明確化している場合 |
| 3    | デジタル完結                 | ・申込から受講修了証等発行まで全ての手続について、デジタル原則に適合する手段が明確化され、デジタル完結を基本とする場合                                           |

#### ⑥書面掲示規制

| フェーズ |                 | 内容                                                                    |
|------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1    | デジタル化を一切許容していない | ・書面により発行した公的な証明書等を特定の場所に掲示することを求めている場合<br>・デジタル原則に適合する手段の活用の可否が不明確な場合 |
| 2    | 一部許容している        | ・少なくとも一部の手続について、デジタル原則に適合する手段の活用が可能であることを明確にしている場合                    |
| 3    | デジタルによる掲示を基本とする | ・すべての手続について、デジタル原則に適合する手段が明確化され、オンラインで行うことが基本としている場合                  |

#### ⑦往訪閲覧・縦覧規制

| フェーズ |            | 内容                                                                      |
|------|------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 紙・人の介在     | ・公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている場合<br>・デジタル原則に適合する手段の活用の可否が不明確な場合 |
| 2    | デジタル原則に適合す | ・少なくとも一部の手続について、デジタル原則に適合する手段の活用が可能であることを明確化している場合                      |

|   |              |                                                      |
|---|--------------|------------------------------------------------------|
|   | る手段を可とする     |                                                      |
| 3 | デジタル完結を基本とする | ・すべての手続について、デジタル原則に適合する手段が明確化され、オンラインで行うことが基本としている場合 |

## 6 進捗管理

### (1)見直しのスケジュール

令和8年度中を目途に一定の見直しを行うが、令和9年度以降においても工程表に沿って計画的に見直しを実施する。詳細なスケジュールは別紙のとおり。

### (2)各課等における進捗管理

各課等は工程表に沿って計画的に見直しができるよう、所属長のマネジメントのもと、所属内職員に周知徹底を図るとともに、進捗状況の把握・管理を行う。なお、本方針を踏まえた検討の結果、見直しが困難な場合であっても、市民等の負担軽減や利便性の向上、行政サービスの効率化・効果的な提供を図る観点からも可能な限り業務改善を進め、不断の見直しを行うものとする。

### (3)全体の進捗管理

アナログ規制の見直しを全庁的な課題として共有し、取組を推進するため、DX推進会議において、定期的に進捗管理を行う。

## 7 その他の留意事項

本方針は策定時点の情報を基に策定したものである。については、国の方針や社会情勢の変化を踏まえ、また、見直し作業を進めるにあたって出された規制所管部門からの意見等を参考に、随時改訂を行うものとする。

## ○アナログ規制見直しスケジュール

| 年度     | R7                                           | R8                                                                          |                                                                                          |                                                                |                             |                             |                                                            |    |                                                                      |                            |                                                                                           |   | R9 |                         |
|--------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---|----|-------------------------|
| 月      | 1～3                                          | 4                                                                           | 5                                                                                        | 6                                                              | 7                           | 8                           | 9                                                          | 10 | 11                                                                   | 12                         | 1                                                                                         | 2 | 3  | 4～                      |
| 推進部門   | ・取組実施の確認<br>・デジタル庁取組支援採択                     | ・DX推進会議の開催<br>※見直し方針(案)協議<br>・見直し方針策定<br>・研修会の開催(5月)<br>(管理職向け)<br>・規制の洗い出し |                                                                                          | ・規制の洗い出し<br>に関する事前照会                                           | ・研修会の開催(7月)(担当者向け)<br>・全庁照会 |                             | ・見直しの方向性の検討取りまとめ、調整・精査<br>・DX推進会議の開催<br>※取りまとめ結果の報告、方向性の相談 |    |                                                                      | ・見直しの方向性の<br>確定<br>・工程表の策定 | 見直しの実施<br>・見直すこととされた規制について、規制所管部門と連携し、見直し内容やスケジュールを確認<br>・条例等の見直し、デジタル化の支援<br>・見直し状況の進捗管理 |   |    | R8年度中に完了しなかったものの計画的な見直し |
| 規制所管部門 | —                                            |                                                                             | ・研修会への参加<br>・アナログ規制の見直しへの理解促進<br>※デジタル庁主催研修のアーカイブ配信の視聴<br>・洗い出された条例等の精査<br>・リスト外の規制の洗い出し | ・研修会への参加<br>※リストを基に見直しが難しいと感じるものに対して解消策があるか等国へ確認<br>・工程表の作成・提出 |                             | ・見直しの方向性の検討<br>見直しの要否、時期を検討 |                                                            |    | 見直しの実施<br>・見直すこととされた規制について、見直し方法や時期を決定<br>・条例等の改正、通知の発出等<br>・運用の変更 等 |                            |                                                                                           |   |    |                         |
| 備考     | 【随時】・DX推進会議への報告・提案等<br>・デジタル庁個別型支援を活用した個別相談等 |                                                                             |                                                                                          |                                                                |                             |                             |                                                            |    |                                                                      |                            |                                                                                           |   |    |                         |